

令和6年度

登別市財政的援助団体等監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 1 6 5 号

令和7年3月28日

| | |
|---------------|-----------|
| 登 別 市 長 | 小笠原 春 一 様 |
| 登 別 市 議 会 議 長 | 辻 弘 之 様 |
| 登別市教育委員会教育長 | 安 宅 錦 也 様 |
| 登別市選挙管理委員会委員長 | 和 田 卓 士 様 |
| 登別市農業委員会会長 | 山 下 篤 様 |

登別市監査委員 佐 藤 紀 清

登別市監査委員 工 藤 俱二雄

令和6年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告
の提出について

地方自治法第199条第7項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

財政的援助団体等監査報告書

I 財政的援助団体監査

1 監査の期間

令和6年12月16日から令和7年3月26日まで

2 監査の対象団体等

| 対象部局 | 補助金等の名称 | 団体名 | 交付額(円) |
|------------------------|--------------------------------|---------------------------|-------------------|
| 総務部 | 登別市姉妹都市等都市間交流協会補助金 | 登別市姉妹都市等都市間交流協会 | 3,730,772 |
| | 2023年度登別市デンマーク友好都市中学生派遣交流事業補助金 | 登別市デンマーク友好都市中学生派遣交流団 | 2,315,369 |
| 市民生活部 | 登別市公共施設太陽光発電設備（自家消費型）導入支援補助金 | IK エナジーパートナー北海道合同会社 | 5,986,000 |
| 保健福祉部 | 登別市民生委員児童委員協議会運営事業補助金 | 登別市民生委員児童委員協議会 | 3,468,900 |
| | 認知症カフェ事業運営補助金 | 社会医療法人友愛会 医療法人社団千寿会 | 70,000 115,000 |
| 観光経済部 | 事業内職業訓練助成金 | 職業訓練法人登別職業訓練協会 | 2,100,000 |
| | 登別市事業所開設費補助金 | 個人及び法人（12件） | (総額) 4,501,000 |
| | 中小企業相談事業補助金 | 登別商工会議所 | 7,000,000 |
| | 令和5年度登別国際観光コンベンション協会助成金 | 一般社団法人 登別国際観光コンベンション協会 | 17,600,000 |
| | 令和5年度登別観光振興特別対策事業補助金 | | 44,852,000 |
| 令和5年度インフォメーションプラザ事業補助金 | 2,000,000 | | |
| 教育委員会 | 地域クラブ活動推進事業補助金 | 一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団 | 1,049,026 |

3 監査の方法

令和5年度補助金等執行分の会計、その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、要綱・要領等から決定通知書、実績報告書等の一連の関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から内容について聴取した。

4 監査の結果

監査の結果、財政的援助団体等に係る事務処理状況は、適正に執行されていると認められた。

II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の期間

令和6年12月16日から令和7年3月26日まで

2 監査の対象団体等

| 対象部局 | 対象施設 | 指定管理者 | 指定期間及び 令和5年度委託料 |
|-------|---|-----------------------|--|
| 市民生活部 | 登別市若草つどいセンター | 登別市若草つどいセンター管理委員会 | 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 2,170,000円 |
| | 登別市コミュニティーセンター (栄会館、新川会館、常盤会館、若草会館、カルルス会館、旭ヶ丘三恵園、桜木会館、こぶしの家) | 各町内会等 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 (1施設当たり) 148,000円 |
| | 登別市葬斎場 | 株式会社中田商会 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 32,155,000円 |
| 観光経済部 | 登別市観光交流センター | 一般社団法人登別国際観光コンベンション協会 | 令和5年3月1日～ 令和10年3月31日 38,023,000円 |

※抽出した団体を記載しているが、他の団体についても提出資料を基に監査を行っている。

3 監査の方法

所管グループに提出を求めた監査資料及び協定書等の資料に基づき書類審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員から内容について聴取した。

また、登別市観光交流センターについては、現地監査を実施し、施設管理等の状況について関係者から説明を受けた。

4 監査の結果

監査の結果、施設の管理等に関する業務、会計に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められた。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

【市民生活部】 【都市整備部】

《登別市コミュニティーセンター》

《登別市営住宅集会所》

事業報告書の一部に記載誤りが見受けられた例や、決算額の根拠書類となる領収書等の添付が不足している例が散見されたほか、指定管理者の一部において、年間の事業規模に比べて繰越額が多くなっている事例も見受けられた。

管理業務が適正に行われているか確認するためには、業務の実施状況、施設の利用状況、収支の状況等を精査する必要があることから、事業報告書に関して、主要な記載事項の誤りや関係書類に不足がないよう留意されたい。

また、担当グループにおいて事業報告書を確認する際は、定例的な業務として形骸化しないよう、施設の目的を効果的に果たしているか検証する観点を保持して精査を行い、施設運営のあり方や経理状況等について、指定管理者に対して必要な指導・助言を行うよう望むものである。

【観光経済部】

《登別市観光交流センター》

現地監査の結果、施設及び備品の管理状況、経理状況等について適正であるものと認められた。

令和5年3月に新規開設した施設であり、利用者への各種サービスの提供や、施設内のスペースの活用方法、イベントの運営など試行錯誤しながら軌道に乗ってきたものであることが確認された。なお、職員の労働安全衛生上の観点から、更衣室・休憩スペースについては、従業員のニーズを聞きながら、安全・安心に利用できる環境の確保に努められたい。

今後も駐車場の増設や、JR登別駅新駅舎の完成など、周辺環境の変化に適切に対応するとともに、地域との連携を深め、施設の設置目的である「観光をはじめとした産業、文化等の振興」と「地域の賑わい創出」の拠点として活用されることを望むものである。